

「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」業務委託仕様書

1 趣旨

地域特産品の販売や魅力ある観光情報の発信を行い、地域特産品の認識向上及び消費拡大を図るため、阪神北地域の市町（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）及び令和2年6月に日本遺産に認定された「伊丹諸白と灘の生一本」を通じて観光振興を図る阪神間日本遺産推進協議会と連携し、「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」を開催する。

なお、今後の阪神北地域への更なる誘客を目指し、阪神北地域に近接する大都市の一つである神戸市内のイベントスペース（デュオこうべ デュオドーム）を活用して実施する。

2 主催

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会

3 事業名称

「ひょうご北摂魅力いっぱいフェア」

4 業務の委託期間

委託契約開始日から令和4年3月（予定）

5 開催概要

(1) 開催時期

令和4年1月9日（日）、10日（月・祝）

営業時間は各日とも10:00～18:00を基本とする。

(2) 開催場所

デュオこうべ デュオドーム（神戸市中央区東川崎町1-2-3）

(3) 業務内容

特産品の多様性をPRするため、より多くの品目を販売することをメインとし、実施に際しては、デュオこうべが定める催事場使用取決事項等に基づき、下記の事項を行う。

ア 各種広報媒体を活用したフェアの告知・PR

イ パンフレットの配架や観光情報の発信

ウ 集客・販売促進につながるミニイベント（抽選会など）の開催

エ 特産品販売（※1、2）をメインとする魅力的なフェアの開設・運営及び撤去並びに安全対策の確保（※3、4）

オ 開催中のイベント保険への加入

カ 利用者アンケートの実施、事業実施結果の報告

注意事項

- ※1 試食は実施しないこと。
- ※2 原則委託販売（受託者は出品者から商品を預かって現地で販売し、事後に売上金・売れ残り商品をそのまま出品者に返す仕組。委託販売手数料は発生しない。）により行う。
- ※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記①～⑥の事項を実施すること。
 - ① 会場内に消毒液を設置すること。
 - ② 来場者が密にならないよう、会場内の導線やスタッフの配置を工夫すること。
 - ③ スタッフはマスク及びフェイスガードを着用のこと。
 - ④ レジにはパーテーションを設置すること。
 - ⑤ 検温を実施すること。なお、ハンディ型サーモグラフィー（1台）と非接触型温度計（2台）については、委託者から貸し出しを行う。
 - ⑥ 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase01.html)
- ※4 会場の使用可能スペース 311 m²のうち、委託者が使用できるスペースは 211 m²（A）であり、その他のスペース 100 m²（B）は連携先である阪神間日本遺産推進協議会が使用する。なお、Bの活用方法については阪神間日本遺産推進協議会にて、実施内容の調整ならびに確定を行うため、本委託業務とは対象外とする。また、受託者選定後、企画提案のレイアウトを踏まえ、阪神間日本遺産推進協議会と調整を行い、契約を行うこととする。【参考】阪神間日本遺産推進協議会の実施内容：日本遺産 PR、日本酒の試飲等）

6 対象経費

本事業に係る委託対象経費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とするが、備品の購入については、特段の事情がない限り認められない（※5）。

(1) 人件費

フェアの企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、社会保険料、労働保険料）

(2) 宣伝広告費

フェアの広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費等含む。）

(3) その他事業費

会場設営費（※6）、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、その他事業を実施するために必要と認められる経費

※5：新型コロナウイルス感染症対策として必要と認められる経費（飛沫感染防止の亚克力板、パーテーション、立ち位置表示用プレートなど）については、備品の購入も認めるが、事前に委託者と相談すること。

※6：会場使用料については、委託者・日本遺産推進協議会からデュオこうべに支払うこととする。

7 その他

- (1) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (2) 事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。
- (5) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、本フェアが中止になった場合は、業務の履行部分についてその相当する金額を受託者に支払うものとし、支払い額は委託者との協議により定めるものとする。
- (8) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとする。

【参考】会場写真（使用可能スペース）

